

子育て家庭優待制度

「パパ・ママ応援ショップ」事業を始めます!



町では、県と連携し、7月から中学生までのお子さん、または妊娠中の方のいる家庭を対象に、協賛店舗などで商品割引などの優待が受けられる、「パパ・ママ応援ショップ」事業を始めます。

町から対象家庭に配布される「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を、協賛店舗などに提示することで、代金割引、ポイント追加、無料サービスなどの優待を受けることができます。なお、このカードは県内全域の協賛店舗で使用することができます。

対象となる家庭／中学生までのお子さんを持つ家庭および妊娠中の方のいる家庭。

特典内容／代金割引、ポイント追加、無料サービスなど（内容は、協賛店舗、施設により異なります）。

優待カードの配布方法／町内保育所、幼稚園、小・中学校にお子さんが通っている家庭には6月末までに各保育所、幼稚園、小・中学校からお子さんに配布します。それ以外のお子さんまたは妊娠中の方のいる家庭には、子育て支援課の窓口で配布します。

窓口へお越しの際は、健康保険証、こども医療費受給資格証、母子手帳など、お子さんおよび保護者の方の住所、生年月日が確認できるものをお持ちください。また、母子手帳交付時にも配布します。カードの配布開始は、6月下旬を予定しています。

協賛店舗などの情報／優待カードは、協賛ステッカーを掲示している店舗、施設などで使用することができます。詳しくは、優待カードと一緒に配布される「協賛店舗等一覧」や、町または県のホームページでご確認ください。

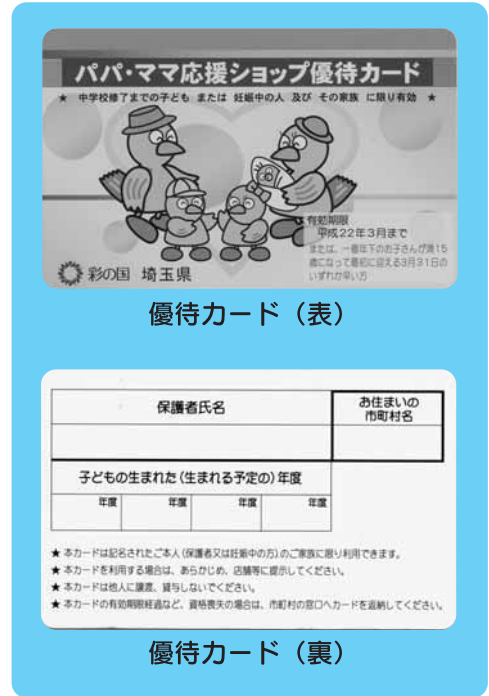
町公式ホームページ
<http://www.town.yorii.saitama.jp/>
 埼玉県子育て支援ホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/B>

「パパ・ママ応援ショップ」協賛店舗を募集します!

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を提示した子育て家庭に、代金割引、ポイント追加、無料サービスなどの優待をしていただけるお店などを募集します。

申し込み方法／産業振興課または、商工会で配布する「パパ・ママ応援ショップ協賛申込書」に所定の事項を記入のうえ、直接またはファックスでお申し込みください。皆さんのご協力をよろしくお願いたします。

問い合わせ／申し込み先／産業振興課
 ☎581・2121
 内線405、FAX 581・1366 または商工会 ☎581・2161、FAX 581・1424 へ。



児童手当 制度のおしらせ

児童手当は、家庭の生活安定と児童の健全な育成を目的とした制度です。児童を養育されている方に手当を支給します。

児童手当は小学校6年生までの児童を養育している方に支給されます。3歳未満の児童には月額10,000円(注)、3歳以上の児童には第1子と第2子は、月額5,000円、第3子以降の児童は、月額10,000円が支給されます。ただし、所得制限限度額に定める額以上の所得があるときには、支給されません。(所得制限限度額表参照)

(注)平成19年4月より、3歳未満の児童に対する児童手当の

月額が一律10,000円となりました。

新規に請求する方は認定請求書の提出を

支給対象に該当すれば、申請された翌月分から支給となりますので、お子さんが生まれた時や、他市町村から転入された時はお早めに申請してください。(自己申告制です)。

また、所得制限限度額超過のために昨年度は手当を受けられなかった方で、所得額、扶養親族数の変動等で今年度は該当となる場合がありますので、新たに認定請求を行うか、子育て支援課までお問い合わせください。

※公務員の方(日本郵政公社及び国立大学法人等の職員を除く)は直接勤務先で申請して

ください。

〈認定請求に必要な添付書類〉

- 請求者の銀行等(郵便局を除く)の口座番号がわかるもの。
- 請求者の健康保険被保険者証等のおもて面のコピー(寄居町国民健康保険被保険者または国民年金加入者が必要ありません)
- 児童手当所得証明書(今年1月2日以降に寄居町へ転入してきた方のみ必要です。1月1日現在の住所地の役所で証明書を発行してもらってください)

※その他、必要に応じて提出する書類があります(養育している児童と別居している場合など)。

その他の届出

現在児童手当の受給者で、次のいずれかに該当される方は印鑑を持参して、子育て支援課で手続をしてください。

- 出生により、養育する児童が増えたとき。
- 受給者が児童を養育しなくなったとき。
- 受給者が公務員(日本郵政公社及び国立大学法人等の職員を除く)になったとき。
- 厚生年金等の加入者で特例により支給を受けている方が会社等を退職し、厚生年金等の資格がなくなったとき。

問い合わせ／子育て支援課 ☎581・2121 内線251・252 へ。

〈所得制限限度額表〉

扶養親族等の数	児童手当所得限度額	厚生年金等加入者の場合(特例による所得限度額)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円
6人以上	1人につき38万円ずつ加算	

老人扶養親族等がある場合は1人につき6万円を加算します。

※請求者となる人の平成18年中の合計所得から8万円を控除し、さらに雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、または勤労学生控除を受けた場合はそれぞれの額を控除した後の所得額が所得限度内であれば、支給対象となります。

※所得とは地方税法における市町村民税の対象となる所得をいいます(年間の総収入額ではありません)。

年金 あれこれ

多段階免除制度があります!

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難な時は、申請し承認されると保険料が免除されます。現在、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の制度があります。被保険者の方々の負担能力に対応できるように段階的に免除基準を設定しており、納付しやすい環境づくりを目指しています。

免除承認期間

申請月	承認期間
19年7月まで	18年7月～19年6月(17年所得で審査)
19年8月～20年7月	19年7月～20年6月(18年所得で審査)

免除の対象となる所得(収入)の目安

* ()内は給与所得者の年取ベースの目安

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯(夫婦・16歳未満の子2人)	162万円(257万円)	230万円(354万円)	282万円(420万円)	335万円(486万円)
2人世帯(夫婦のみ)	92万円(157万円)	142万円(229万円)	195万円(304万円)	247万円(376万円)
単身世帯	57万円(122万円)	93万円(158万円)	141万円(227万円)	189万円(296万円)

※社会保険料控除などの控除額が各個人で異なるため、上記の表は目安となります。

若年者納付猶予

30歳未満の方(学生を除く)で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。所得の目安は、全額免除と同基準となります。また、該当した場合、翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

問い合わせ／町民課 ☎581・2121 内線108・109 または熊谷社会保険事務所 ☎522・5211 へ。